

「たかね荘」ホームヘルプサービス（訪問介護）利用料

単位数

身体介護中心型 （身体介護と生活援助が混在する 場合であって身体介護中心で ある場合を含む）	20分未満	167
	20分以上 30分未満	250
	30分以上 1時間未満	396
	1時間以上 +30分増すごと	579 84
引き続き、「生活援助中心型」を 行った場合	所要時間が25分増すごとに ※身体介護中心型の訪問介護の所要時間が20分以上の場合に限る。	67
生活介護中心型	20分以上 45分未満	183
	45分以上	225

2. 各種加算等

加 算 内 容	加 算 状 況
早朝派遣（午前6時から午前8時まで）	100分の125
夜間派遣（午後6時から午後10時まで）	100分の125
深夜派遣（午後10時から午前6時まで）	100分の150
訪問介護員2人体制派遣	100分の200
緊急時訪問介護加算	100円/回
初回加算	200円/月
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者20人以上にサービスを行う場合	100分の90
特定事業所加算Ⅱ	利用単位数の10%
介護職員の賃金改善等の基準を満たしている場合 介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用単位数の13.7%
介護職員の賃金改善等の基準を満たしている場合 特定処遇改善加算Ⅰ	利用単位数の6.3%
介護職員の賃金改善等の基準を満たしている場合 介護職員等ベースアップ等支援加算	利用単位数の2.4%

- (注1) 坂町は、地域区分が「7級地」であるため、単位数の合計に10.21円を乗じた金額が料金となります。利用者の自己負担は、保険者が発行する負担割合証により1割から3割負担です。（介護保険料滞納者の場合は3割負担）
- (注2) 看取り期の対応について、2時間未満の間隔で訪問介護を提供した場合、それぞれのサービス提供時間に応じた所定単位数（料金）となります。
- (注3) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して介護を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた時点から路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。